

船舶インシデント調査報告書

平成28年10月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成27年11月11日 08時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市豆酏埼南西方沖 豆酏埼灯台から真方位242° 1,800m付近 （概位 北緯34°05.8′ 東経129°09.1′）
インシデントの概要	漁船祐徳丸は、引き縄釣り漁中、主機を運転することができなくなり、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成27年11月12日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 祐徳丸、1.9トン NS3-87957（漁船登録番号）、個人所有 8.00m(Lr)×1.85m×0.71m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、平成2年3月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月12日 免許証交付日 平成25年7月9日 （平成30年9月29日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m 長崎県下対馬地区には、平成27年11月7日16時13分に波浪注意報が、9日05時07分に強風注意報が発表され、本インシデント時も継続中であつた。
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、豆酏埼南西方沖で引き縄釣り漁中、平成27年11月11日08時30分ごろ、主機計器盤から警報が発生した。 船長は、主機冷却海水排出管から水蒸気が出ていたので主機を停止した。 船長は、主機直結冷却海水ポンプのゴム製のインペラ（以下「本件

	<p>インペラ」という。)が破損したものと思い、僚船に救援を求め、09時10分ごろ来援した僚船にえい航されて帰途についた。</p> <p>(付図1 インシデント発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、船長が平成24年7月に購入した後、本件インペラの交換が本インシデント発生まで行われていなかった。</p> <p>船長は、主機の調子が悪くなってから点検及び整備を整備業者に委託すればよいと考えており、本件インペラの交換を行ったことがなかった。</p> <p>船長は、本インシデント当日、主機を始動した際、冷却海水の排出状況が、ふだんと変わりがないことを確認していた。</p> <p>船長は、主機冷却水排出管から水蒸気が出ているのを認め、本件インペラが破損したと思って主機の運転を停止した。</p> <p>本船は、主機取扱説明書に本件インペラの点検を1,000時間ごとに、交換を2,500～3,000時間又は1年ごとに行うように記載されていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、豆酩埼南西方沖で操業中、本件インペラが破損して主機冷却水の供給ができなくなったことから、主機の運転ができなくなり、運航が阻害された可能性があると考えられるが、本インシデント発生後に廃船処理されており、本件インペラの損傷状況を、明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、豆酩埼南西方沖で操業中、本件インペラが破損して主機冷却水の供給できなくなったため、主機の運転ができなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプのインペラは定期的に点検することが望ましい。

付図1 インシデント発生場所概略図

